

第3次無電柱化推進計画（案）

目次

はじめに	P.1
第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	P.2
1. 取組姿勢	
2. 適切な役割分担による無電柱化の推進	
3. 無電柱化の手法	
4. まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン	
第2 無電柱化推進計画の期間	P.4
第3 無電柱化の推進に関する目標	P.4
1. 無電柱化の対象道路	
2. 計画目標・指標	
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策	P.7
1. 緊急輸送道路の電柱を減少	
2. 新設電柱の抑制	
3. コスト縮減の推進	
4. 事業のスピードアップ	
5. 占用制限の拡大	
6. 財政的措置	
7. メンテナンス・点検及び維持管理	
8. 関係者間の連携の強化	
第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	P.16
1. 広報・啓発活動	
2. 地方公共団体への技術的支援	
3. フォローアップ	

第3次無電柱化推進計画（案）

はじめに

我が国では、昭和60年代初頭から、電線類を地中へ埋設するなど無電柱化について計画的に取り組まれてきており、一定の整備が図られてきた。

しかしながらその水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況である。全国には依然として、道路と民地をあわせて約3,600万本の電柱が建っており、減少するどころか増加しているのが現状である。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が高まっている。

特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化が求められているとともに、令和6年1月の能登半島地震では、約3,480本の電柱が倒壊・損壊し、道路啓開の支障となったことを踏まえ、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震など切迫する巨大地震に対する道路啓開の強化も急務となっている。

このような状況から、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）において、引き続き、電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を進めることとしている。加えて、令和5年度よりレベニューキャップ制度が開始され、一般送配電事業者においては、予算を確保しながら単独地中化を含め、必要な無電柱化を計画的に実施する体制を整えたところである。また、通信事業者においては、これまで通信障害の防止を目的とした単独地中化を進めてきたところである。

無電柱化を強力に進めるため議員立法により、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）が定められて以降、国では、2期にわたって無電柱化推進計画を策定してきたところである。全国では、整備延長が10,000kmを超え、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限も完了するなど、着実に取組が進捗する一方で、多くの課題が残っている。

前計画での成果や課題を踏まえ、我が国における無電柱化を一層推進するべく無電柱化法第7条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合

37 的、計画的かつ迅速な推進を図るため、第3次無電柱化推進計画を策定する。

38

39 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

40

41 1. 取組姿勢

42

43 諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなや
44 かに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推
45 進する。

46 ・ 依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設
47 電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やさず、確実
48 に減らす

49 特に緊急輸送道路については無電柱化を加速化する

50 ・ 地域や現場の実情に応じて、多様な整備手法を活用するなど、徹底した
51 コスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を延ばす

52 ・ 事業の更なるスピードアップを図る

53

54 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進

55

56 無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担のもと、関係機関が連携して無電
57 柱化を推進する。

58

59 ① 防災・強靱化目的

60 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、道路管
61 理者が道路啓開等の観点から優先順位を明確にし、占用者が一者で電線共
62 同溝方式が困難な区間等を除き道路管理者が主体的に実施する。

63 長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同
64 溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

65 上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。

66

67 ② 安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興目的

68 安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的と
69 する区間は、地域の関係者が協働して面的な対策を計画するなど、道路管
70 理者、地方公共団体等が主体的に実施する。

71

72 また、新設電柱を増やさないため、道路事業や市街地開発事業等が実施
73 される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連

74 携して無電柱化を進める。

75

76 3. 無電柱化の手法

77

78 無電柱化を推進するためには、多様な事業手法が不可欠であり、地域や現
79 場の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式
80 などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本と
81 して、適切な役割分担の下、以下の構造及び手法により実施する。

82

83 ① 無電柱化の構造

84 a) 管路直接埋設構造

85 円形または角形の管路と、分岐器・接続器・地上機器等が設置された
86 特殊部により地中化を行う構造。

87 b) 小型ボックス構造

88 管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設
89 する方式。

90 c) ケーブル直接埋設構造

91 道路を掘削し、ケーブルを地中に直接埋設することにより、地中化を
92 行う構造。

93 d) 屋側配線

94 建物の軒や壁面等を活用した電線の配線等により、無電柱化を整備す
95 る構造。

96 e) 迂回配線

97 無電柱化対象路線の支道（枝道）や後背道路、後背敷地を活用し、電
98 柱、電線等に移設し、無電柱化を整備する構造。

99 f) 地上配線

100 車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地において
101 掘削を伴わずに地上に施設する工法。

102 g) 側溝配線

103 道路の排水側溝の余裕断面を活用してケーブルを収容することにより、
104 無電柱化を整備する構造。

105

106 なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等
107 には、地域や現場の実情に応じて柱上型機器の活用も選択肢とする。

108

109 ② 事業手法

110 a) 電線共同溝方式

111 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に
112 基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が
113 電線、地上機器を整備する方式。

114 b) 自治体管路方式

115 管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

116 c) 要請者負担方式

117 要請者が整備する方式。

118 d) 単独地中化方式

119 電線管理者が整備する方式。

120

121 以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞ
122 れの整備主体の負担とする。ただし、市街地開発事業等において電線共同溝
123 方式によらずに実施される無電柱化については、一般送配電事業者が一部費
124 用を負担する。そのほか、屋側配線又は迂回配線を道路事業の移設補償とし
125 て行う場合は、道路管理者が負担する。

126

127 4. まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン

128

129 まちづくり等の総合的な計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わ
130 いを創出するような道路空間の整備を推進する。

131 また、無電柱化を実施する機会を捉えて、舗装、照明、標識、防護柵、街
132 路樹等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保、グリーンインフラの導入
133 など道路空間のリデザインを推進する。

134

135 第2 無電柱化推進計画の期間

136

137 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とする。

138

139 第3 無電柱化の推進に関する目標

140

141 1. 無電柱化の対象道路

142

143 国、地方公共団体及び電線管理者は、目的に応じて以下のような道路を対
144 象に重点的に無電柱化を実施する。

145 対象道路の選定にあたっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画、道路
146 啓開計画、移動等円滑化基本構想、未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊
147 急対策、通学路交通安全プログラム、歩行者利便増進道路制度、自転車ネッ

148 トワーク計画、景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実
149 施にも資するよう留意する。

150 また、地域ブロック毎に無電柱化が必要な箇所を選定するなど、地域のニ
151 ーズに応じて必要な無電柱化を着実に実施する。

152 具体的な無電柱化実施区間については、地方ブロック無電柱化協議会等に
153 おいて、地方公共団体が策定する無電柱化推進計画^{*1}など地域の実情を踏
154 まえ調整する。

155 ※1 令和8年3月現在、47都道府県、308市区町村で無電柱化推進計画を策定済み。

156

157 ① 防災・強靱化の推進

158 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防
159 止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に近年の台風による
160 倒木や飛来物起因の電柱倒壊や能登半島地震による道路閉塞の影響を踏ま
161 え、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震など切
162 迫する巨大地震に伴う電柱倒壊に備え、道路啓開の観点を取り入れ、高速
163 道路 IC から主要拠点間を結ぶ路線等(以下、「優先整備区間」という。)
164 の無電柱化を重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。

165 また、離島や山間部を含め、長期停電や通信障害の防止の観点から無電
166 柱化を行うことが効果的な区間についても推進していく。

167

168 ② 安全・円滑な交通確保

169 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法
170 律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく特定道路、人通
171 りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電
172 柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置さ
173 れている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進
174 する。また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱
175 化を推進する。

176 その際、電柱の撤去により安全な歩行空間を確保できる区間など、整備
177 効果の高い区間を優先的に整備し、安全・円滑な交通確保に努める。

178

179 ③ 景観形成・観光振興

180 世界遺産、日本遺産等の周辺地区、エコパーク・ジオパークその他著名
181 な観光地、重要伝統的建造物群保存地区、景観法（平成16年法律第110
182 号）や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上
183 に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく地区などにおいて、景
184 観・観光・無電柱化に関する計画の一体化等を通じて地域の特性を活か

185 した良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

186

187 2. 計画目標・指標

188

189 高い目標を掲げた前計画を継承するとともに、重点化を図り必要な無電柱
190 化を推進するため、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化して
191 いくことが重要である。そこで、以下のとおり無電柱化の必要性の高い代表
192 的な区間・地区について、無電柱化計画策定率等の目標を定め、その進捗・
193 達成状況の確認に活用する。

194

195 ① 防災・強靱化の推進

196 ・ 優先整備区間の無電柱化計画策定率 68%→概ね完了^{※2}

197

198 ・ 優先整備区間の無電柱化整備完了率 31%→41%^{※3}

199

200 ・ 市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化計画策定率 70%→概ね完了^{※4}

201

202 ・ 市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化整備完了率 55%→61%^{※5}

203

204 ② 安全・円滑な交通確保

205 ・ 特定道路における無電柱化計画策定率

206

50%→57%^{※6}

207 ・ ゾーン 30 プラス区域内の通学路における無電柱化計画策定地区数

208

5 地区→55 地区^{※7}

209

210 ③ 景観形成・観光振興

211 ・ 世界文化遺産周辺の無電柱化計画策定地区数

212

49 地区→58 地区^{※8}

213 ・ 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化計画策定地区数

214

69 地区→80 地区^{※9}

215 ・ 歴史まちづくり計画における重点区域の無電柱化計画策定区域数

216

67 区域→79 区域^{※10}

217

218 以上の目標を達成するため、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」で実施す
219 る区間、電線管理者が単独地中化で実施する区間も含め、約 1,000km の整備
220 を実現する。あわせて、新たに約 4,000km の区間について計画を策定し、計
221 画的に無電柱化に取り組む。

222 上記のほか、市街地開発事業等における無電柱化を進める。
223 また、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震など
224 切迫する巨大地震へ備えるため、今後 30 年程度で、優先整備区間及び市街
225 地の第一次緊急輸送道路の無電柱化の概成を図る。

226
227 なお、本推進計画で定めた目標値を踏まえて、レベニューキャップ制度の
228 第二規制期間の無電柱化の目標値を策定する。

229
230 ※2 高速道路 IC と県庁などの主要拠点を結ぶ区間など、道路啓開の観点から優先的に整備すべ
231 き道路で電柱がある区間（約 4,700km）において、無電柱化の手法について関係者が協議に
232 着手した管路延長の割合で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末の値。

233 ※3 高速道路 IC と県庁などの主要拠点を結ぶ区間など、道路啓開の観点から優先的に整備すべ
234 き道路で電柱がある区間（約 4,700km）において管路整備が完了した延長の割合で、2025
235 （令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末の値。

236 ※4 電柱がある市街地等の第一次緊急輸送道路（約 10,000km）において、無電柱化の手法につ
237 いて、関係者が協議に着手した管路延長の割合で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和
238 12）年度末の値。

239 ※5 電柱がある市街地等の第一次緊急輸送道路（約 10,000km）において管路整備が完了した延
240 長の割合で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末の値。

241 ※6 バリアフリー法に基づく特定道路において、無電柱化の手法について、関係者が協議に着
242 手した管路延長の割合で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末の値。

243 ※7 ゾーン 30 プラス区域内の通学路において、無電柱化の手法について、関係者が協議に着手
244 した箇所がある地区の数で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末の値。

245 ※8 世界文化遺産の緩衝地帯において、無電柱化の手法について、関係者が協議に着手した箇
246 所がある地帯の数（地区数とする）で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和 12）年度末
247 の値。

248 ※9 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区において、無電柱化の手法について、
249 関係者が協議に着手した箇所がある地区の数で、2025（令和 7）年度末と、2030（令和
250 12）年度末の値。

251 ※10 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく重点区域において、無電柱
252 化の手法について、関係者が協議に着手した箇所がある区域の数で、2025（令和 7）年度末
253 と、2030（令和 12）年度末の値。

254 255 **第 4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策**

256
257 無電柱化の着実な推進を図るため、第 1 に示した基本的な方針の下、以下
258 の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

259 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

260 1) 第1次国土強靱化実施中期計画による推進

261 「第1次国土強靱化実施中期計画」により緊急輸送道路の無電柱化を推
262 進する。

263

264 2) 優先整備区間の整備推進

265 切迫する巨大地震に伴う電柱倒壊に備え、高速道路 IC から主要拠点間
266 を結ぶ路線等、道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化を重
267 点的に推進する。

268

269 3) 既設電柱の占用制限の拡大

270 緊急輸送道路の既設電柱については、電線管理者と既設電柱の撤去のペ
271 ースや費用負担等についても協議を進めながら、電線共同溝方式予定区間
272 や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早
273 期に占用制限を開始するべく取り組んできたところであるが、令和7年度
274 末現在で48kmの指定にとどまっており、既設電柱の撤去につながってい
275 ない。激甚化・頻発化する災害に備え、管路整備と合わせて着実に電柱を
276 撤去し、道路閉塞のリスクを取り除くため、事業中区間においては、原則
277 として既設電柱の占用制限を指定する。その際、地域住民が受けているサ
278 ービス利用の継続性にも配慮する。

279

280 4) 沿道民地電柱への対応

281 沿道民地の電柱について、優先整備区間では、沿道状況を踏まえ、電線
282 共同溝や要請者負担方式、単独地中化など多様な手法を用いて無電柱化を
283 進めるほか、新たに電柱が建たないように、沿道区域届出勧告制度を積極的
284 に活用する。

285 その他の緊急輸送道路等の沿道区域においても、令和5年に改訂した
286 「沿道区域における届出・勧告制度に係るガイドライン ver. 2」に基づき、
287 現場において関係者が連携し、無電柱化を含め道路閉塞の防止に向けて円
288 滑な運用を図る。

289

290 2. 新設電柱の抑制

291

292 1) 道路事業等と併せた無電柱化の実施

293 無電柱化法第12条を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業
294 等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな
295 電柱設置を禁止しており、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整

296 備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。令和5年に改訂した
297 「道路事業と併せた電線共同溝整備に関するガイドライン」を活用し、引
298 き続き、整備後に新たに電柱が設置されることのないよう、運用の徹底を
299 図る。

300

301 2) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

302 市街地開発事業等における無電柱化について、モデル事業等を通じ、市
303 街地開発事業等に対応した更なるコスト縮減方策を検討するとともに、優
304 良事例の抽出や、課題解決策の検討を行い、その結果を踏まえ、コスト縮
305 減方策や円滑な合意形成プロセス、施工事例等について整理した各種ガイ
306 ドラインを更新する。

307 また、景観計画区域や歴史まちづくり計画における重点区域について無
308 電柱化推進に向けた景観法活用に関するマニュアルを作成するとともに、
309 財政支援等の重点化を通じ面的な無電柱化を促進する。

310 さらに、容積率緩和制度における公共貢献の評価項目の一つとして無電
311 柱化を位置づけ、地方都市を含め制度の活用が図られるよう促す。

312 これらの取組について、説明会や新たに開設する市街地開発事業等にお
313 ける無電柱化の推進についてのポータルサイト等を通じて周知・横展開
314 し、地方公共団体や開発事業者等における取組を促す。

315 このほか、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、
316 施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知するとと
317 もに、国の財政支援における要件化を検討し無電柱化の徹底を図る。

318

319 3) 電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制

320 令和4年に関係者が連携して取りまとめた新設電柱の抑制に向けた「分
321 析結果を踏まえた対応方策（令和4年4月関係省庁連絡会議）」に基づく
322 取組を実施することにより、新設電柱の抑制を徹底する。

323

324 3. コスト縮減の推進

325 道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下
326 の取組を進め、引き続きコスト縮減に取り組む。

327 1) 多様な整備手法の活用

328 効率的に無電柱化を推進するため、屋側配線、迂回配線、地上配線、側
329 溝配線など、地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法も活用し、ピン
330 ポイントで電柱を撤去することも含め、地域の協力を得て推進する。さら
331 に、地域の景観と調和した無電柱化の工夫を通じて良好な景観の創出を図
332 っていく。

333 地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域に
334 おける需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、
335 メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅
336 層埋設、小型ボックス構造、角型多条電線管、一管多条敷設方式等、様々
337 な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

338

339 2) コスト縮減策の普及拡大

340 低コスト技術の現場での適用を一層推進していくため、令和6年に策定
341 した「無電柱化のコスト縮減の手引き」の活用を促していくとともに、新
342 たな整備手法や施工現場の改善等に関わる意見等、事業を行う中で新たに
343 得られた知見を踏まえ「無電柱化のコスト縮減の手引き」や「電線共同溝
344 整備マニュアル」等を更新し問題解決に努める。

345 コスト縮減策について、設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標
346 準化を図り、地方公共団体への普及を図る。

347 離島や山間部などの需要や需要変動が少ない区間ではケーブル直接埋設
348 構造など安価で簡便な無電柱化を導入する。

349 そのほか、新たな手法である側溝配線については、モデル事業を通じて
350 活用にあたっての留意事項などを取りまとめた手引きを作成し、現場導入
351 の促進を図る。地上配線については、人や車が常時通行することを想定し
352 ない山地における施設について、策定された民間規格をもとに各電線管理
353 者において導入を進めていくとともに、適用範囲の拡大に向けて引き続き
354 検討を進める。

355 また、更なるコスト縮減を図る観点から、昼間施工や常設作業帯の適用
356 可能条件や実施事例の創意工夫などを取りまとめた事例集を作成し、普及
357 促進を図る。一定の深さと幅で連続掘削が可能なトレンチャーの活用な
358 ど、施工方法の工夫もあわせてコスト縮減に取り組む。

359 市街地開発事業等について、円滑な合意形成プロセス、コスト縮減策、
360 施工事例等について整理した各種ガイドラインを更新するとともに、宅地
361 開発で整備される道路の規模や性質も踏まえた、宅地開発用の設備設計マ
362 ニュアルを作成し、これらの地方公共団体及び開発事業者等への周知・普
363 及を図る。さらに、円滑な合意形成による工期短縮に向け、道路管理者が
364 地中化設備の移管に応じやすいよう、維持管理の方法の整理等を行うとと
365 もに、施工や維持管理における役割分担や費用負担等について、関係者が
366 合意形成する際に締結する協定書のひな形を作成し、周知する。

367

368

369

370 **3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進**

371 電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部及
372 び通信管路のコンパクト化・低コスト化、照明柱に設置される柱上トラン
373 スのコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進めるととも
374 に、配電機材の仕様統一を図る。

375 また、必要に応じ、地域や現場の状況に応じた地上機器の大きさや形
376 状、設置場所についての工夫を行うとともに、通信に係る特殊部の設置間
377 隔の延伸化による設置数減少、管路への多条敷設等による管路コスト削減
378 に取り組む。

379

380 **4) 新技術・新工法の活用、技術情報の共有**

381 道路管理者は、民間企業と連携して技術開発を促進するとともに、「新
382 技術情報提供システム (NETIS)」の活用等により、新技術を積極的に活用
383 する。

384 国は、ノウハウを普及するため、適宜マニュアル等を更新するとともに、
385 電線管理者や無電柱化を実施したことのない地方公共団体に対して、マニ
386 ュアルの周知や研修等を実施する。

387

388 **4. 事業のスピードアップ**

389

390 無電柱化の事業促進に向けて、発注方法の工夫、民間技術の活用、合意形
391 成の円滑化など、あらゆる角度から、工期短縮に向けた取組を行う。

392

393 **1) 発注の工夫**

394 各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、
395 包括発注やPPP等を推進する。

396 包括発注等、民間のノウハウ・技術力を活用した発注方式を地方公共団
397 体へ普及させるため、契約の手続き、関係者との調整方法、活用効果など
398 を取りまとめた手引きを作成し、普及拡大に取り組む。

399 また、昼間施工や常設作業帯の適用可能条件や実施事例の創意工夫など
400 を取りまとめた事例集を作成し、さらなる工期短縮に取り組む。

401

402

403 **2) 民間技術の活用促進**

404 国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するととも
405 に、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進め
406 る。

407 電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストック
408 の活用を前提に検討し、効率的に無電柱化を実現する。

409

410 3) 地域の合意形成の円滑化

411 コスト削減策や屋側配線・迂回配線を含む多様な整備手法の選択、地上
412 機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体
413 制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等により、事業のスピー
414 ドアップにつなげる。

415 無電柱化は電柱が撤去されて初めて効果が発揮されることを踏まえ、合
416 意形成の進め方、工事ロットの設定の考え方、管路の施工工程などの見直
417 しを行い、関係者と共有することで、電柱撤去の迅速化を図る。

418

419 4) 地下情報の3次元データベース化の推進

420 ガスや上下水道等の地下埋設物件の位置情報が道路の安全性向上や無電
421 柱化工事に有効なことから、地下情報の3次元データベース化の推進に向
422 けて取り組む。

423

424 5. 占用制限の拡大

425

426 1) 新設電柱の占用制限制度の拡大

427 防災の観点から、直轄国道や地方公共団体が管理する緊急輸送道路にお
428 いて実施されている新設電柱の占用制限措置は、令和7年度で100%を達
429 成した。引き続き、避難路等における指定を進めていくとともに、安全・
430 円滑な交通確保の観点での新設電柱の占用制限について、実施が一部の地
431 方公共団体に留まっているため、地方公共団体への説明会や研修等を通じ
432 て働きかけ、バリアフリー法に基づく特定道路や通学路等での普及拡大を
433 図る。

434 道路法（昭和27年法律第180号）上の占用制限に加えて、文化財保護
435 法（昭和25年法律第214号）、景観法、自然公園法（昭和32年法律第
436 161号）等における規制等も活用し、景観形成に資する取組拡大を図る。

437

438 2) 既設電柱の占用制限の拡大

439 既設電柱の撤去を加速するため、事業中区間においては、原則として既
440 設電柱の占用制限を指定する。その際、地域住民が受けているサービス利
441 用の継続性にも配慮する。

442 電線共同溝事業中区間における電柱については、新規の広告物等の占用
443 の許可や既存の広告物等の占用更新の許可を行わないこととし、電柱撤去

444 に向けて、周辺住民等の様々な関係者との調整を円滑化するための環境を
445 醸成する。

446

447 3) 外部不経済の内部化のあり方の検討

448 国は、道路上に多数の電柱等の占用物件が存することによる外部不経済
449 の内部化のあり方について検討する。

450

451 6. 財政的措置

452

453 1) 税制措置

454 現在、緊急輸送道路や道路法第37条の規定に基づき占用制限を実施し
455 ている道路において、電線管理者が無電柱化を行う際に、新たに取得した
456 電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本
457 措置の効果を検証し、2028（令和10）年度以降の措置のあり方について
458 検討する。

459

460 2) 占用料の減免

461 国は、直轄国道において実施している、無電柱化の推進の観点から道路
462 の地下に設けた電線類に対する占用料の減免措置^{※11}について、地方公共団
463 体への説明会や研修等を通じて働きかけを行うなど、減免措置の普及拡大
464 を図る。

465 あわせて、電柱の撤去が大幅に遅れた区間等における占用料の減免につ
466 いて、必要な見直しを検討する。

467 ^{※11} 単独地中化方式の場合は免除、電線共同溝方式の場合は減額

468

469 3) 建設負担金の見直し

470 建設負担金について、近年の資材価格等の高騰を反映した見直しを行う。

471 また、建設負担金のあり方について、過度な費用負担とならないよう、
472 電線管理者の意見を聞きながら検討を行う。

473

474 4) 予算支援

475 国は、緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした個別補助制度によ
476 る重点的な支援を行うとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」の予
477 算も活用し、緊急輸送道路をはじめとした無電柱化を推進する。また、市
478 街地開発事業等については、「無電柱化まちづくり促進事業」による市街
479 地開発事業施工者や開発事業者への支援を行う。さらに、東京都の「無電
480 柱化チャレンジ支援事業制度」など都道府県が市区町村を支援する先進的

481 な取組について、情報の横展開を図る。

482 電線管理者に対しては、観光地域振興無電柱化推進事業を活用して、観
483 光地における無電柱化を支援する。また、電線敷設工事資金貸付金制度を
484 活用して電線共同溝方式による無電柱化を支援する。なお、各電線管理者
485 で事業規模が異なる中で、事業の円滑な進捗を図るための方策を検討する。

486 電線管理者の取組として、一般送配電事業者においては、令和5年に創
487 設されたレベニューキャップ制度上の目標は、本推進計画を踏まえて策定
488 されることとなっており、その目標が確実に達成されるよう、関係省庁が
489 連携して対応する。また、通信事業者においては、これまで通信障害の防
490 止を目的とした単独地中化を進めてきており、今後更に一般送配電事業者
491 と連携し、共同での単独地中化を計画的に取り組む。

492

493 7. メンテナンス・点検及び維持管理

494

495 近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について
496 検討を進めるとともに、当初の地中化施設が整備後約30年以上経過してい
497 ることから、施設の健全性を維持していくことが必要である。

498

499 1) 災害に強い設備の検討

500 阪神・淡路大震災及び東日本大震災における電力線と通信線の被害率
501 は、架空線に比べ地中線が低いものの、地震災害における地中線の復旧に
502 は時間を要する場合もあるため、地中ケーブルの事故点探査手法につい
503 て、現場担当者による活用が促進されるよう、研修等の実施を進めるとと
504 もに、架空線による速やかな応急復旧を実施する。

505 地方公共団体が作成するハザードマップによる津波・高潮や洪水・浸水
506 が予測される地域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、柱上
507 型機器や屋側配線、地上機器の嵩上げなどの手法を検討する。

508

509 2) 電線共同溝の点検及び維持管理

510 令和5年に策定した「電線共同溝管理の手引き(案)」に基づき、引き
511 続き電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。国は、災害等への対応に
512 より得られた知見を踏まえ、必要に応じて手引きの更新を行う。

513

514 3) 占用物件の点検及び維持管理

515 令和7年1月の埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、道路利用
516 者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、道路管理者が電柱な
517 どの占用物件の安全性や維持管理の状況について定期的に確認するなど、

518 道路管理者と道路占用者の連携強化を進める。

519 また、高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行している状況も
520 踏まえ、効率的な無電柱化に向け、道路管理者は電線管理者に対し、電柱
521 の更新に合わせた地中化の検討を要請する。また、電線管理者は連続する
522 電柱の更新について、その情報を道路管理者に共有するなど効率的に無電
523 柱化に取り組む。

524

525 8. 関係者間の連携の強化

526

527 1) 推進体制

528 関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、
529 電線管理者、地方公共団体及び地元関係者との連携が不可欠である。

530 地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会については、無電柱化の
531 対象区間の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整する場とす
532 るとともにコスト削減策の普及や事業のスピードアップに向け、地域や現
533 場の実情に応じた多様な整備手法の活用についても取り組む。そのほか、
534 外部有識者の参画を図り、占用制限に係る調整や、先進事例の共有などを
535 通じて、無電柱化の促進に向けて同会議の活性化を図るとともに、同会議
536 に相談窓口を設け、技術面の課題については無電柱化推進技術検討会で検
537 討する。

538 関係省庁で構成する無電柱化推進方策検討関係省庁連絡会議や技術面の
539 課題を検討する無電柱化推進技術検討会を活用し、関係省庁や関係者間の
540 課題への対応、新技術の採用や地域や現場の実情に応じた多様な整備手法
541 の導入とその普及、さらに品質確保や労働環境改善等の観点を含む施工現
542 場における課題の改善などに連携して取り組む。

543

544 2) 工事・設備の連携

545 ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事にあわせて無電柱化
546 を行うことが効率的であることから、計画段階から路上工事占用調整会議
547 等を活用し、同時施工に取り組む。

548 道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱
549 の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情
550 報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場
551 所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

552

553

554 3) 民地等の活用

555 道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地
556 上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、
557 学校や公共施設等の公有地や公開空地等を含む民地の活用を、管理者の同
558 意を得て進める。

559

560 4) 他事業との連携

561 国及び地方公共団体は、無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、
562 交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努め
563 る。

564

565 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

566

567 1. 広報・啓発活動

568

569 国及び地方公共団体は、電線管理者とも連携しながら無電柱化の重要性に
570 関する国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、
571 「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かしたイベントを実施するなど、
572 無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

573 無電柱化の効果については、防災面をはじめとする様々な効果を定量的に
574 算出するなど、実例の収集・分析等を進め、理解を広げるとともに、国民に
575 向けて無電柱化のコストや工事への理解・協力を促進するよう努める。

576 地方公共団体等の優秀な取組について表彰を行い、その周知を図る。

577

578 2. 地方公共団体への技術的支援

579

580 国は、地方公共団体による無電柱化を推進するため、都道府県無電柱化推
581 進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけるとともに、令和5年
582 に策定した「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」を活用
583 し、計画段階からの合意形成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

584 また、各種手引き等の作成に合わせて、地方公共団体向けの講習会を実施
585 し、普及促進を図るなど必要な技術的支援を積極的に行う。

586 各地方整備局に設置した無電柱化ワンストップ相談窓口を通じて、無電柱
587 化事業の流れや技術的な課題・疑問等について対応し、必要に応じて専門家
588 を派遣して助言する。

589

590

591 3. フォローアップ

592 無電柱化法の趣旨を踏まえ、無電柱化を推進させる観点から、本推進計画
593 に位置づけられた目標や施策について、フォローアップを行い、継続的に改
594 善を図る。